

三重県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.0E-3	4.6E-1	7.4E+1	74.0
64	エトフェンプロックス	2.7E+1	2.9E+1	6.9E+0	3.4E+1	97.6
117	テブコナゾール				6.0E+0	6.0
139	トラロメトリン			1.2E+1	3.0E+0	15.4
140	フェンプロパトリン			4.3E+0		4.3
153	テトラメトリン	2.4E+2	4.9E+0	2.2E+2	1.6E-1	464.8
181	ジクロロベンゼン	4.5E+2	4.1E+2			854.0
225	トリクロルホン		8.6E+0			8.6
248	ダイアジノン		1.3E+0			1.3
251	フェニトロチオン		2.4E+2	3.5E+0	1.4E-1	246.8
252	フェンチオン	5.6E+0	1.2E+2			130.1
256	デカン酸				6.6E+0	6.6
350	ベルメトリン	1.6E+1	6.7E+1	1.7E+1	1.0E+2	200.3
405	ほう素化合物		8.3E-1	2.0E+1	4.1E+0	25.1
427	カルバリル			1.7E+2		166.0
428	フェノプカルブ			1.2E+2	2.7E+2	392.6
457	ジクロールボス	1.1E+2	1.1E+3			1,235.8
合 計		8.4E+2		5.8E+2	5.0E+2	3929.3

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等